

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
6月7日
(金曜日)

目次

- 告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....一
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....二
県営美祢地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
公共測量の実施の終了(監理課).....四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
○公安委告示
技能検定員審査の実施.....四
教習指導員審査の実施.....五

山口県告示第二百三十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 所	人 氏 名	縦 覧 場 所
萩市西部加入区	萩市大字山田四七六五の二	四八四九	木村 弘 田中 武夫	山口県漁業協同組合
萩市東部加入区	大井二〇〇九	二八二三の三	古谷 良治 吉村 和人	山口県漁業協同組合
阿武町加入区	阿武郡阿武町大字奈古二七二七の二	二七九三の二	水津 克紀 吉崎 了	山口県漁業協同組合
田万川町加入区	萩市大字下田万三〇二八	大字江崎一一七六の三〇	山根 和久 仕立 克美	山口県漁業協同組合
加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所		
萩市西部加入区	平成二十五年六月七日から同月二十一日まで	山口県漁業協同組合		
萩市東部加入区	〃	〃		
阿武町加入区	〃	〃		
田万川町加入区	〃	〃		

(二七〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年七月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十五年五月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 地域美学研究所

代表者の氏名 横山 順子
主たる事務所の所在地 下関市栄町一〇番一〇号

三 定款に記載された目的
地域の活性化を図るため、若者と連携し、元氣創出を見出す活動を目的とし、その目的に資するための事業を行うこと。

(一七二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年七月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 申請のあった年月日
平成二十五年五月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人山口県自閉症協会

代表者の氏名 平尾 要
主たる事務所の所在地 山口市小郡上郷四四一八番地の一

(一七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年六月七日から同年十月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパーセンタートライアル周南店

所在地 周南市野村三丁目四七八七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社トライアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年一月十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、九八二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
一七〇台

(二) 駐輪場の収容台数
三五台

(三) 荷さばき施設の面積
一三三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
三〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー 午前零時 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十五年五月十六日

(二七三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年六月七日から同年十月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグストアアモリ防府高井店

所在地 防府市大字高井九二〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

ナチュラル株式会社 福岡県朝倉市一ツ木一四八の一 森 信

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

ナチュラル株式会社 福岡県朝倉市一ツ木一四八の一 森 信

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年一月十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二二二一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五五台

(二) 駐輪場の収容台数

三五台

(三) 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

ナチュラル株式会社 午前零時 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十五年五月十七日

(二七四) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営美祢地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営美祢地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年六月十日から同年七月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一七五) 公共測量の実施の終了
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県地方事務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十五年六月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
岩国市
- 三 作業の期間
平成二十四年七月十九日から平成二十五年三月二十二日まで

(一七六) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成二十五年六月七日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市掃山三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下関市長府松小田本町六番五号
株式会社エムエスコーパーション



山口県公安委員会告示第二十八号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年六月七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十五年七月十二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十五年六月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円

三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年六月七日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年七月十日(水曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年六月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること)。

七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円
備考	
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる	

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大自二）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年七月十二日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年六月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。